

小田原リーグ戦での小田原テニスガーデン使用時の案内

2019年2月(改定)
小田原テニス協会

リーグ戦で確保コート以外で「小田原テニスガーデン」を使用される場合、以下のルールで申し込み、および使用するよう小田原市スポーツ課と確認しております。
各団体の代表の方はリーグ戦担当者に徹底してください。

協会行事(リーグ戦)でコートを使用する場合は50%使用料が減額されます。
一方、一般市民の方がコートを使用できるよう考慮する必要があります。
このため、日程によっては、市民へのコート割り当てのためリーグ戦での使用ができない場合もありますので了解ください。

注:本優遇処置は、「小田原テニスガーデン」のみに適用されます。
南足柄運動公園や、大井町山田テニスコートでは、
事前申し込みや減免処置はできませんのでご注意ください。

－ 記 －

- 申し込み: 3ヶ月前の月初めから月末まで(一般の方は2ヶ月前)
ただし、申し込みは、リーグ戦担当者会議後とする。
使用料の支払いは2ヶ月前までとなります。
またキャンセルは2ヶ月前までに確実に実施すること。
- 使用料: 1/2の減額(305円/面・1時間)(2面8時間まで)
- 申し込み先: 小田原アリーナ(TEL:0465-38-1144)
リーグ戦で使用する旨申し込み時に伝えること。
- 手続き: 上記申し込み窓口にて2ヶ月前までに手続きし支払うこと。
 - ① 申請時名簿のコピーを提示すること。
 - ② 申し込みは会長の住所・氏名で申し込み、連絡先は以下とすること

(会長名:岩本良則 小田原市酒匂1-4-28)

電話 080-3407-1880

以上、団体内に徹底ねがいます。

- 雨天中止でコートが使用できなかった場合

「小田原市体育施設利用料金支払い戻し申請書」をテニス協会から受け取り、アリーナに申請書を提出してください。

(受け取りは、テニス協会行事をガーデンで実施しているときにお申し出ください)

(城山は、アリーナで所定の用紙を受け取り、テニス協会に押印依頼してください)